

特定工場 (麦)

| | | |
|------|-------|-------|
| 整理番号 | 受理年月日 | 調査作成者 |
| | | |

(届出者)

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 名称 | A食品株式会社 |
| 所在地 | 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 |
| 担当者 | 庶務課 水戸太郎 TEL (0292) (21) 8111 内474番 |

(届出工場)

| | |
|------|-------------------------------|
| 名称 | A食品株式会社-茨城工場 |
| 設置場所 | 茨城県土浦市真鍋5丁目17番地 |
| 業種 | 肉製品製造業 細分類番号1211 生産施設の準則値 40% |

| 主要製品 | 名称 | 生産能力 | 生産数量 |
|------|-------|-----------|-----------|
| | ハム | 1,000 t/日 | 900 t/日 |
| | ソーセージ | 1,300 t/日 | 1,200 t/日 |

| | | | | | | |
|-------|--------------|---|------|-----------|----|---|
| 工場内面積 | 敷地 (内は今回申請分) | 100,000 m ² (+100,000 m ²) | 工場団地 | 団地の総面積 | ha | % |
| | 建築物 | 20,000 m ² 20% (+20,000 m ²) | | 緑地 | ha | % |
| | 生産施設 | 16,000 m ² 16% (+16,000 m ²) | | 緑地以外の環境施設 | ha | % |
| | 緑地 | 21,000 m ² 21% (+21,000 m ²) | | その他の共通施設 | ha | % |
| | 緑地以外の環境施設 | 5,000 m ² 5% (+5,000 m ²) | | 工場等の敷地面積 | ha | % |

| | | | |
|---------------|----------------|--------------------|---------|
| ② 団地制限分+工場内面積 | 敷地 (内は工業団地制限分) | m ² (%) | 工場周辺の状況 |
| | 緑地 | m ² (%) | |
| | 緑地以外の環境施設 | m ² (%) | |
| | 生産施設面積(含既存分) | m ² (%) | |
| | 工場内+団地制限分敷地面積 | m ² (%) | |

① 届出に関する面積表示は、小数点以下は切り捨てる。…以下の書類も同じ。
② 届出内容にスクラップ(撤去)する面積がある場合は、-(マイナス)で、ビルド(増設)する面積がある場合は、+(プラス)でそれぞれ表示する
(例) +1,000
-500

(団地制限分+工場内面積のみ記載) 鹿島臨海、浪崎、中郷、南中郷、赤浜、伊師、水戸北部、いわい711P-7、那珂西部、常陸本町、日立北
この枠内は鹿島臨海工業団地及び波崎工業団地に設置する場合のみ記載する

(注) 日本標準業分類の分類番号が60年4月1日から改正されていますので注意して下さい。

届出調書

| 緑地の内容 | 緑地の種類 | 面積 | 樹木の本数 |
|------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| | 樹木 | 10,000 m ² | (高木) 10,000本 |
| | | | (低木) 1,500本 |
| 芝生その他の地被植物 | 11,000 m ² | | |

| 緑地以外の環境施設の種類 | | | | | |
|--------------|------|------|---------|-------|--------|
| 日程 | 埋立開始 | 生産施設 | 緑地、環境施設 | | |
| | 用地取得 | 建設着手 | 3.2.10 | 造園等着手 | 3.4.1 |
| | 造成開始 | 操業開始 | 3.5.1 | 完成 | 3.4.30 |

土地を購入して、自工場の工場敷地として造成する場合は日付を記入する。

| 輸送品 | 輸送手段 | 自動車 | 鉄道 | 船舶 | その他 |
|-----|-------------|------------|-----|-----|-----|
| | 燃料、原材料、外注部品 | 60,000 t/月 | t/月 | t/月 | t/月 |
| 製品 | | 53,000 t/月 | t/月 | t/月 | t/月 |

| 労働力 | 性別 | 男 | 女 | 計 |
|-----------|---------------|-----|------|-----|
| | 職種 | | | |
| | 職員(管理者、事務従事者) | 15人 | 10人 | 25人 |
| 工員(生産従事者) | 200人 | 50人 | 250人 | |

| | | | | |
|----|------------|-----------|------------|-----------|
| 用水 | 使用総数 | 500 (t/日) | 上水道 | 500 (t/日) |
| | 取水源に対する影響: | 特になし | 工業用水道 | (t/日) |
| | | | 河川表流水 | (t/日) |
| | | | 井戸水 | (t/日) |
| | | | その他 | (t/日) |
| | | | その他の内訳 () | |

| | | |
|----|--------------|--------------|
| 電力 | 買電による電力使用量 | 30,000 KWH/日 |
| | 自家発電による電力使用量 | KWH/日 |

| 施設名 | 住宅等からの路離 | 公害防止対策の概要と所見 | 地理意見 |
|-----------|----------|--|------|
| 空気圧縮機 1台 | 100m | 活性汚泥法汚水処理施設を設置するなど公害防止に万全を期すため周辺地域への影響はないと考えられる。 | |
| 送風機 1台 | 120m | | |
| 汚水処理装置 1基 | 150m | | |

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1. 会社概要

(フリガナ) エイショクヒン
 会社名 A食品株式会社 資本金 1億円
 住所 茨城県水戸市三の丸1-5-38
 郵便番号 310
 設備投資予定額(百万円) 855百万円
 (内用地費) (百万円) 50百万円

2. 新設(変更)の内容(各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。)

| | | | | |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 生産施設 | <input checked="" type="radio"/> 新設 | <input type="radio"/> 増設(築) | <input type="radio"/> 改築(全部,部) | <input type="radio"/> 撤去(全部,一部) |
| 緑地 | <input checked="" type="radio"/> 新設 | <input type="radio"/> 増設 | <input type="radio"/> 配置替え | <input type="radio"/> 撤去(全部,一部) |
| 緑地以外の環境施設 | <input checked="" type="radio"/> 新設 | <input type="radio"/> 増設 | <input type="radio"/> 配置替え | <input type="radio"/> 撤去(全部,一部) |
| 特別配置施設 | <input checked="" type="radio"/> 新設 | <input type="radio"/> 更新 | <input type="radio"/> 移設 | <input type="radio"/> 去 |

届出に応じいずれか該当する文字を○で囲んでください。

3. 新設(変更)の趣旨説明

県南地方における需要増大に対応するため土浦に新工場を建設する。

届出理由

1. 生産施設

ハム、ソーセージの生産に係る施設16,000㎡の新設。

2. 緑地

緑地は概ね敷地周辺に配属し、既存の自然林を有効に生かし環境を出来るだけ保全する。
 21,000㎡の新設

3. 環境施設

敷地の西側にテニスコート(5,000㎡)を新設する。

~~4. 特別配置施設~~

~~空気圧縮機(1台)、送風機(1台)、汚水処理装置(1基)を設置するができるだけ人家より離れた位置に配置する。~~

生産施設、緑地、環境施設、特配施設、製品名、敷地面積の項目ごとに分けて簡単に記載してください。

5. 製品名

ハム、ソーセージ

6. 敷地面積

100,000㎡

備考 1. 趣旨説明については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、特配施設、製品名、敷地面積の

項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。

2. 標題のうち「新設(変更)」については届出に応じいずれか該当する文字を○で囲むこと。

3. 工場案内等の会社概況説明書があれば添付して下さい。(法6条1項、一部改正法付則3条の届出のみ)

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

関東通商産業局長
茨城県知事 橋本 昌 殿

平成 年 月 日

届出者 茨城県水戸市三の丸1-5-38
A食品株式会社
取締役社長 茨城一郎

代理人 茨城県土浦市真鍋町5-17
A食品株式会社
工場長 茨城二郎

(担当者) 電話(0292)(21) 8111 番
内2613
庶務課 水戸太郎

敷地面積が50,000㎡未満 — 知事あて
50,000㎡以上 { 通産省所管 — 関東通商産業局長あて
農林省所管 — 関東通商産業局長, 関東農政局長
厚生省所管 — 通産産業大臣, 厚生大臣(併記)

代理人による届出の場合は委任状(P44様式1)を添付し、左記のように届出者と代理人を併記して代理人の印を押印する。

この届出の内容を熟知している直接の担当者の所属、氏名を記入する。

不要な文字は=線で削除する。

日本標準産業分類の4ケタ分類を()書で記入するとともに、主要製品名を記載する。

自社所有地はもちろん借地を含む当該工事の利用に供しているすべての面積を記入する。ただし、飛地、一団地内ではあっても社宅、寮等の用地及び、別な法人に貸与している用地は含まない。

工場敷地内の工場、事務所、倉庫等のすべての建築面積を記入する。(水平投影面積)

予定日は、届出日(受理)を含めないで90日を越える日(91日以降の日)でなければならない。ただし、期間短縮申請の場合を除く。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律108号。以下「一部改正法」という)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 特定工場の設置の場所 | (〒)300 土浦市真鍋町5-17 |
| 2 | 特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類) | (1181)肉製品製造業 ハム、ソーセージ |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | 変更前 0 変更後 100,000 |
| 4 | 特定工場の建築面積 | 変更前 0 変更後 20,000 |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙1のとおり |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙2のとおり |
| 7 | 特定工場における特別配置施設の配置 | 別紙3のとおり |
| 8 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙4のとおり |
| 9 | 特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 | 造成工場等 施設の設置工事 |
| ※ | 受理番号 | |
| ※ | 受理年月日 | |
| ※ | 審査結果 | 備考 |

- 備考
- ※印の欄には、記入しないこと。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は、8欄を除く。)に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は、8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から7欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から7欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B1とすること。
 - 標題のうちいずれか該当する箇所に○及び該当しない事項をまっ消すこと。

様式B1 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

平成 年 月 日

殿

届出人 氏名又は名称及び住所並びに法人印
にあってはその代表者の氏名

代理人

(担当者) 電話() () 番

期間短縮申請を行う場合は、P8(様式第1)と様式Bを差し替える。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

| | | |
|---|--|------------------|
| 1 | 特定工場の設置の場所 | [〒] |
| 2 | 特定工場における製品(加工修理業に属するもの)にあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するもの)にあっては特定工場の種類 | |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | 変更前 変更後 |
| 4 | 特定工場の建築面積 | 変更前 変更後 |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙1のとおり |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙2のとおり |
| 7 | 特定工場における特別配置施設の配置 | 別紙3のとおり |
| 8 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙4のとおり |
| 9 | 特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 | 造成工場等 施設の設置工事 |
| ※ | 受理番号 | |
| ※ | 受理年月日 | |
| ※ | 審査結果 | 備考 |

記入は、P8と同様。

予定日は、期間短縮後の実施制限日数を越える日。

- 備考
- ※印の欄には、記入しないこと。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は、8欄を除く。)に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は、8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から7欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から7欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日に記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B1とすること。
 - 標題のうちいずれか該当する箇所に○及び該当しない事項をまっ消すること。

特定工場における生産施設の面積

| 生産施設の名称 | 施設番号 | 面積 (㎡) | 増減面積 (㎡) |
|------------|------|--------|----------|
| 第一工場 | セー1 | 0 | 5,000 |
| ボイラー室 | セー2 | 0 | 1,000 |
| 第二工場 | セー3 | 0 | 10,000 |
| 生産施設の面積の合計 | | 0 | 16,000 |

- 備考 1. 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。
 ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
2. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「0」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
3. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「0」と記載すること。
4. 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。
 この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
5. 生産施設の面積の合計欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

「生産施設の名称」欄
 生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。
 「施設番号」欄
 工場建屋単位及び、工場建屋外の機械又は装置単位にセー1からはじまる一連番号を記載する。
 「面積」欄
 原則として投影法による水平投影面積を測定する。

生産施設（規則第2条）

- (1) 製造業における物品の製造工程(加工修理を含む)、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程(以下「製造工程等」という。)を形成する機械又は装置が設置される建築物。
 (2) 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの。
 ◎ 製造工程等を形成する機械又は装置とは、
 原料に最初の加工を行う工程から最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設(ボイラー・コンプレッサー・自家発電施設・ポンプ等であり、受変電施設及び用水施設を除く。)

◎ 変更の届出の場合、面積欄を「変更前」と「変更後」に区分し、次のように記入する。

- (例1) 1,000㎡の生産施設を500㎡増設(セー1)
 (例2) 新たな単位の生産施設を1,500㎡増設(セー2)
 (例3) 1,000㎡の生産施設を500㎡だけ撤去(セー3)
 (例4) 1,000㎡の生産施設の500㎡を撤去、同一(セー4)
 単位の施設1,000㎡を増設

◎ 生産施設の面積の合計欄

| 施設番号 | 面積 (㎡) | 増減面積 (㎡) | | |
|------------|--------|----------|-----------------|----------------------------|
| セー1 | 1,000 | 1,500 | + 500 | |
| セー2 | 0 | 1,500 | +1,500 | |
| セー3 | 1,000 | 500 | - 500 | |
| セー4 | 1,000 | 1,500 | - 500 +1,000 | |
| 生産施設の面積の合計 | | 3,000 | 5,000 | 2,000 (+ 3,000 - 1,000) |

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

| 緑地の名称 | 施設番号 | 面積 (㎡) | 増減面積 |
|-----------------|------|--------|--------|
| 敷地東側周囲 | リ-1 | 0 | 5,000 |
| 敷地北側周囲 | リ-2 | 0 | 1,500 |
| 駐車場南側 | リ-3 | 0 | 50 |
| 緑地面積の合計 | | 0 | 21,000 |
| 緑地以外の環境施設の名称 | 施設番号 | 面積 (㎡) | 増減面積 |
| テニスコート | カー-1 | 0 | 5,000 |
| 緑地以外の環境施設の面積の合計 | | 0 | 5,000 |
| 環境施設の面積の合計 | | 0 | 26,000 |

緑地(規則第3条)

1. 樹木が生育する10㎡を超える区画された土地であり、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみて同等であると認められるもの。
 - イ 10㎡当り高木(成木に達したときの樹高が4m以上の樹木)が1本以上あること。
 - ロ 20㎡当り高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木)が20本以上あること。
2. 低木又はその他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で、表面が被われている10㎡を超える土地。

緑地以外の環境施設(規則第4条)

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、その他これらに類する施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるもの。(駐車場、体育館、クラブハウス等は含まれない。また、広場等については公園的なものとする。)

◎ 変更の届出の場合は「面積」欄を「変更前」と「変更後」に区分し、「特定工場における生産施設の面積」の項の記載例を参考にして記入してください。

「緑地の名称」
区画ごとに緑地の設置場所をリ-1から始まる一連番号で記載する。

「面積」
原則として、さく、置石、へい等で区画された土地の面積を一つの単位として取扱う。

「緑地及び緑地以外の環境施設」
記載例のように具体的に記入する。

2. 環境施設の配置

| | |
|------------------------------|---|
| 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号 | リ-1, リ-2, リ-8, リ-13, カー1 |
| 敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計 | 22,000 ㎡ |
| 配置について調査した周辺の地域の土地利用の状況等との関係 | 工場周辺に住宅地が散在しているため、環境施設をできるだけ敷地周辺に配置するとともに、既存の自然林を有効に生かすようにした。 |

- 備考 1. 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
2. その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セ-1」とあるものは、緑地にあつては「リ-1」と緑地施設にあつては「カー-1」と読み替えるものとする。

緑地及び緑地以外の環境施設を含めて記入する。

敷地面積に対して15%以上の環境施設を周辺部に配置する。

工場周辺地域の住宅、学校、病院等の施設の状況、河川、公園、山等の存在、その他の土地利用の状況と緑地等の配置について記載する。

緑化計画書

| 施設番号 | 施行規則 第3条 | 面積(㎡) | | 地被植物(㎡) | | 高木(本) | | 低木(本) | | 備考 | | |
|------|-------------|-------|--------|---------|-----|--------|------|-------|-------|------------|--------|--------------|
| | | 変更前 | 変更後 | 名称 | 変更前 | 変更後 | 樹名 | 変更前 | 変更後 | | 樹名 | 変更前 |
| リー1 | 1-イ | 0 | 5,000 | | | | クロマツ | 0 | 500 | | | |
| リー2 | 1-ロ | 0 | 1,500 | | | | 桜 | 0 | 75 | ツツジ サツキ | 0 0 | 1,000 500 |
| リー3 | 2 | 0 | 50 | 芝 | 0 | 50 | | | | | | |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 合計 | | 0 | 21,000 | | 0 | 11,000 | | 0 | 1,000 | | 0 | 1,500 |

備考 1. 変更の場合は備考欄に新旧の別を区分すること。
2. 施行規則第3条の欄は、条項の該当号を記載すること。(例1-イ, 1-ロ, 2)

工場立地法施行規則(抜すい)

第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる施設とする。

1. 樹木が生育する10平方メートルを越える区画された土地であって、次の基準の一に適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。
 - イ 10平方メートル当たり高木(成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)が1本以上あること。
 - ロ 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。以下同じ。)が20本以上あること。
2. 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている10平方メートルを越える土地

◎ 緑化計画については、上記の施行規則に満足するように作成すること。

(例)

| 施設番号 | 施行規則 第3条 | 面積(㎡) | | 地被植物(㎡) | | 高木(本) | | 低木(本) | | 備考 | |
|------|-------------|-------|-------|---------|-----|-------|----|-------|-----|-----|-----|
| | | 変更前 | 変更後 | 名称 | 変更前 | 変更後 | 樹名 | 変更前 | 変更後 | | 樹名 |
| リー1 | 1-イ 2 | 0 | 8,000 | 芝 | 0 | 3,000 | 桜 | 0 | 500 | | |
| リー2 | 1-イ 1-ロ | 0 | 5,800 | | | | 松 | 0 | 540 | サツキ | 800 |

※リー1について (1-イ, 2), 8,000㎡ = 3,000㎡ + 5,000㎡ ...OK
・ 施行規則第3条 (2) + (1-イ)

リー2について (1-イ, ロ), 5,800㎡ = 800本(低木) + 40本(高木) + 500本(高木) ...OK
・ 施行規則第3条 (1-ロ) (1-イ)

◎ 変更の場合は、備考欄に新旧の別を区分すること。

様式例第2

生産施設，緑地，緑地以外の環境施設，特別配置施設
その他の主要施設の配置図

| |
|----------|
| 別添図1のとおり |
| P13参照 |
| 縮尺1/ |

- | 備考 | 施設名称 | 色彩 |
|--|-----------|----|
| 1. 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。 | 生産施設 | 青 |
| 2. その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。 | 緑地 | 緑 |
| | 緑地以外の環境施設 | 黄 |
| | 特別配置施設 | 赤 |
3. 生産施設，緑地，緑地以外の環境施設，特別配置施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。
4. 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。
5. 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

| | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 特定工場敷地面積 | うち自己所有地 |
| 特定工場用地利用状況説明図 別添図 P23参照 としても良い | 特定工場の用に供する土地の説明 |
| 縮尺1/ | |

10,000～25,000分の1程度の図面とする。

- 備考 1. *自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
2. 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
3. 特定工場利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅等の用地、住宅地、工場用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

既存工場に適用される準則

(1) 単一業種の場合

- 生産施設の面積（既存工場が増設できる生産施設面積）

$$P \leq r \left(S - \frac{P_0}{r\alpha} \right) - P_i$$

P ……当該変更に係る生産施設の面積

r ……当該既存工場の生産施設面積率………付録の業種別一覧表を参照

S ……当該既存工場の敷地面積

P₀ ……昭和49年6月28日以前に設置されている生産施設面積の合計

α ……当該既存工場の既存生産施設用敷地換算係数………付録の業種別一覧表を参照

P_i ……昭和49年6月29日以後の生産施設の増設及びスクラップの面積の累計

- 緑地の面積（生産施設面積の増設に伴い設置すべき緑地面積）

$$G \geq \frac{P}{r} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

G ……当該変更に伴い設置する緑地の面積

G₀ ……昭和49年6月28日以前に設置済みの緑地+昭和49年6月29日以後、今回届出前までに変更届出に伴い設置された準則を越えて設置された緑地の合計面積
(変更により設置された緑地面積-準則により必要な緑地面積=準則を越えた緑地面積)

- 環境施設面積（生産施設の増設に伴い設置すべき環境施設面積）

(緑地+緑地以外の環境施設面積)

$$E \geq \frac{P}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

E ……当該変更に伴い設置される環境施設面積

E₀ ……昭和49年6月28日以前に設置済みの環境施設+昭和49年6月29日以後、今回届出前までに変更届出に伴い設置された、準則を越えて設置された環境施設の合計面積

(2) 兼業の場合

- 生産施設面積の算定

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i} \sum_{j=1}^m \frac{P_{0j}}{r_j \alpha_j}$$

n ……当該工場等が属する業種の個数

P_i ……i業種に属する生産施設の増設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
既存工場が昭和49年6月29日以後の生産施設の変更面積の合計

r_i ……i業種の生産施設面積率

S ……当該工場の敷地面積

m ……昭和49年6月28日における当該工場が属する業種の個数

P_{0j} ……昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積の合計

α_j ……j業種における既存生産施設用敷地換算係数

- 緑地面積の算定（既存工場の生産施設の増設に伴い設置すべき緑地面積）

$$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

G ……当該変更に伴い設置する緑地の面積

n ……当該既存工場が属する業種の個数

P_i ……当該変更に係るi業種の生産施設面積

G₀ ……昭和49年6月28日までに設置されている緑地+昭和49年6月29日以後、今回の届出前までに、変更に伴い設置された準則を越えて設置された緑地の合計面積

- 環境施設面積の算定（既存工場の生産施設の増設に伴い設置すべき緑地）

$$E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

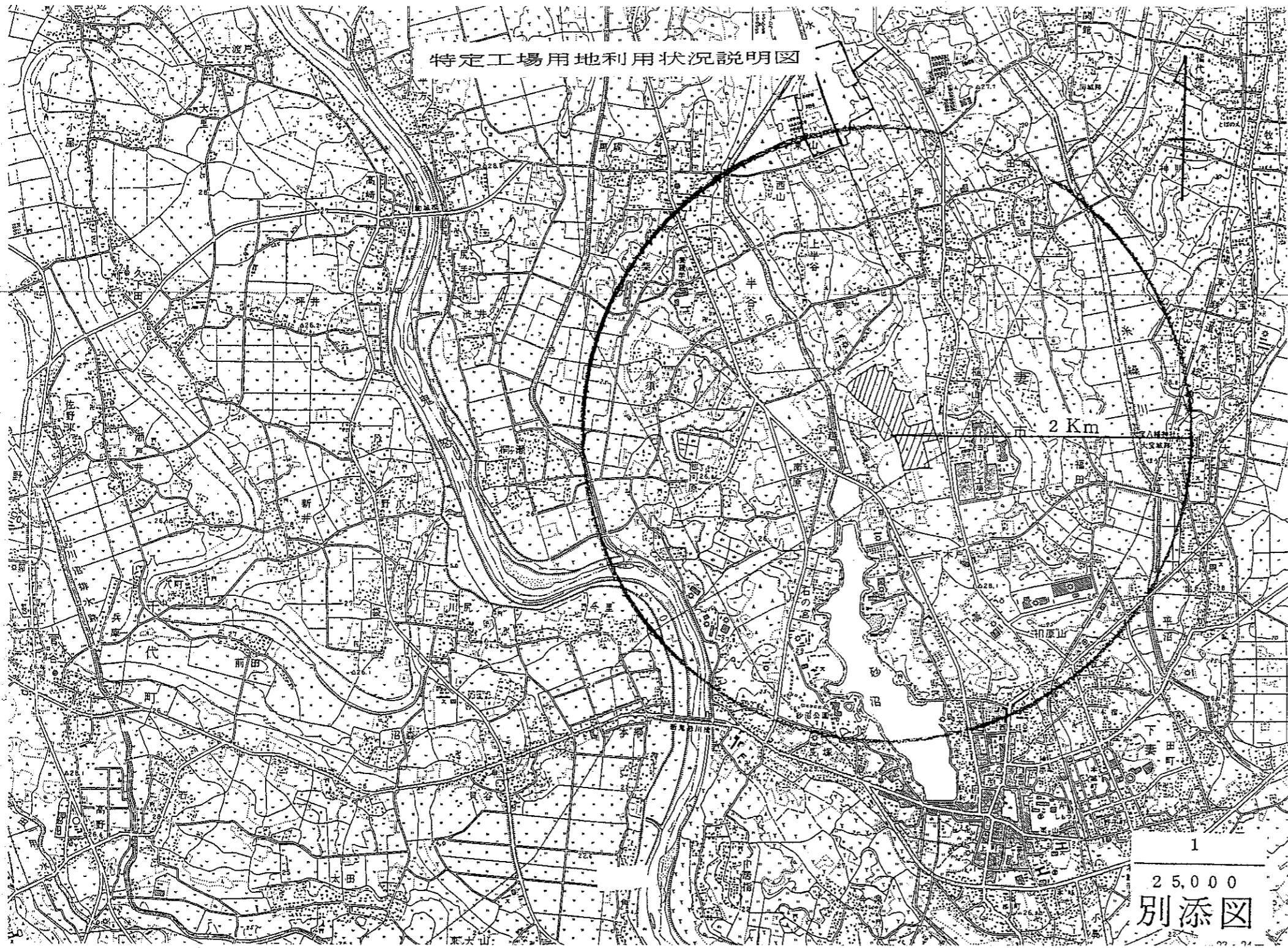
別表第一（第一條・備考関係）

| 業種の区分 | | 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 |
|-------|--|--------------------|
| 第一種 | | 百分の十 |
| 第二種 | 石油精製業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業 | 百分の十五 |
| 第三種 | パルプ製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して該製品を製造するものを含む。以下同じ。）並びに板ガラス製造業 | 百分の二十 |
| 第四種 | パルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業、化学肥料製造業（アンモニア製造業、尿素製造業及び複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業及び塩製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（石油化学系基礎製品製造業、合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、高炉による製鉄業、非鉄金属第一次製錬、精製業、ガス供給業、化学調味料製造業、飲料製造業（清涼飲料製造業及び啤酒製造業を除く。）、でんぷん製造業、製材業、造作材、合板、建築用組立材料その他の木製品材製造業、化学工業（化学肥料製造業（複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機顔料製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七五製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成形製鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄鋳物製造業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、建設用金属製品製造業、ボイラー・原動機製造業、建設機械、鉱山機械製造業（トラクタ製造業を含む。）、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械、装製製造業（動力伝達装置製造業を除く。）、冷凍機、温湿調整装置製造業、包装機械、荷運機械製造業、蓄電池製造業、自動車車体、付随車製造業、航空機製造業並びに産業用運搬車製造業 | 百分の三十 |
| 第五種 | その他の製造業及び熱供給業 | 百分の四十 |

別表第二（備考関係）

| 業種の区分 | | 低着生産施設敷地面積の割合 |
|--|--|---------------|
| 食品・たばこ製造業（別表第一の上欄第四種の項に掲げるものを除く。）、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業（別表第一の上欄第四種の項に掲げるものを除く。）、家具・装飾品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業（別表第一の上欄第三種の項から第四種の項までに掲げるものを除く。）、出版・印刷・同関連業、塩製造業、医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業、ゴム製品製造業（タイヤ・チューブ製造業を除く。）、なめし皮・同製品・毛皮製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七五製品製造業、人造宝石製造業、鉄鋼業（別表第一の上欄第三種の項及び第四種の項に掲げるものを除く。）、非鉄金属製造業（別表第一の上欄第三種の項及び第四種の項に掲げるものを除く。）、金属製品製造業（建設用金属製品製造業を除く。）、一般機械器具製造業（別表第一の上欄第四種の項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業（別表第一の上欄第四種の項に掲げるものを除く。）、輸送用機械器具製造業（別表第一の上欄第四種の項に掲げるものを除く。）、精密機械器具製造業、車金製品製造業、楽器・レコード製造業、ガン具、運動競技用具製造業、ペン、鉛筆、絵画用品その他の事務用品製造業、装身具・装飾品、ボタン・同関連品製造業、プラスチック製品製造業、漆器製造業その他の別表第一の上欄第五種の項に掲げる製造業及び熱供給業 | | 一・二 |
| 化学調味料製造業、砂糖製造業、飲料製造業（清涼飲料製造業及び啤酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業、造作材、合板、建築用組立材料その他の木製品材製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、繊維垢製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七五製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、伸鉄業及び圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成形製鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄鋼製造業、非鉄金属第二次製錬、精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体、付随車製造業、鉄道車輛製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車輛製造業、武器製造業、電気供給業並びにガス供給業 | | 一・三 |
| 有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、ボイラー・原動機製造業、農業用機械製造業（農器具製造業を除く。）、建設機械、鉱山機械製造業（トラクタ製造業を含む。）、金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。）、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械、装製製造業（動力伝達装置製造業を除く。）、冷凍機、温湿調整装置製造業、包装機械、荷運機械製造業、蓄電池製造業、送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、配線器具、配線付属品製造業を除く。）、及び船舶機関製造業 | | 一・四 |
| ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬、精製業 | | 一・五 |

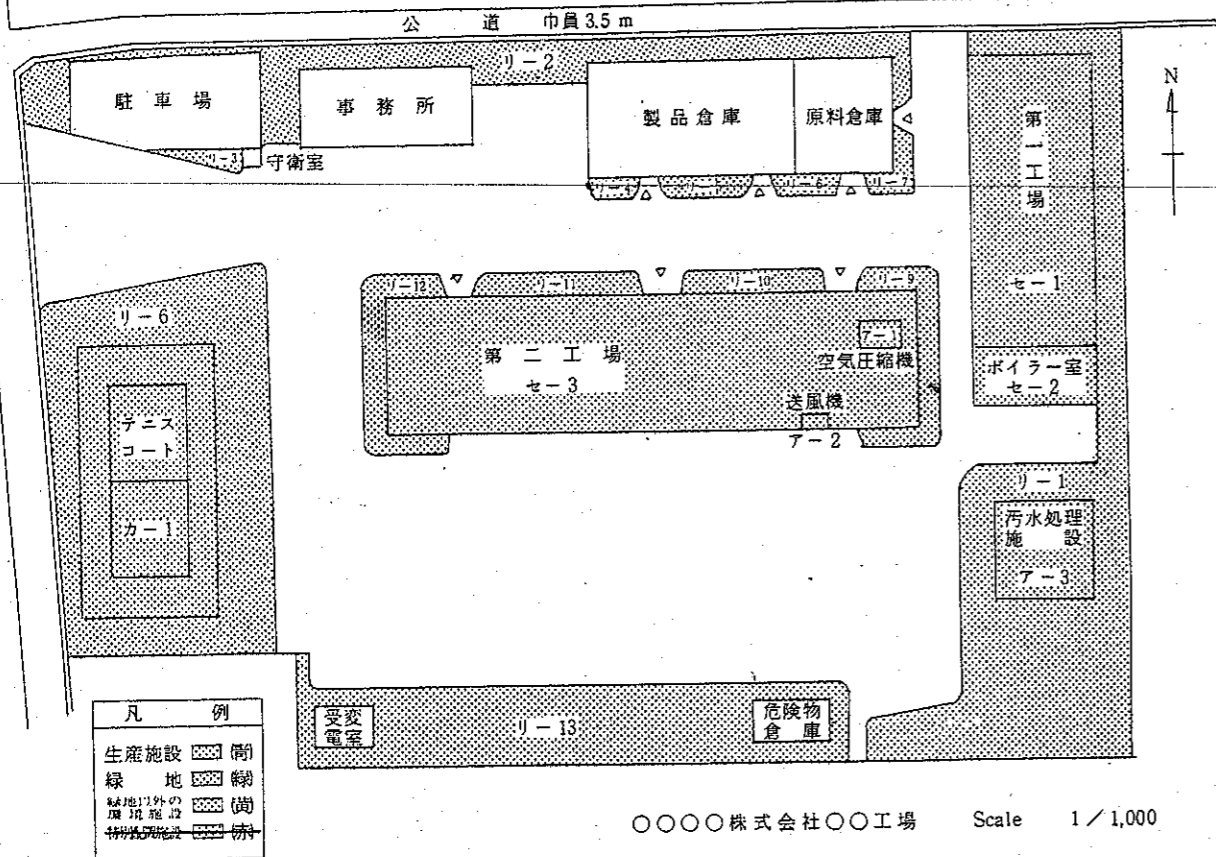
特定工場用地利用状況説明図



1
25,000
別添図

新設届出の場合

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、特別配置施設その他の主要施設の配置図

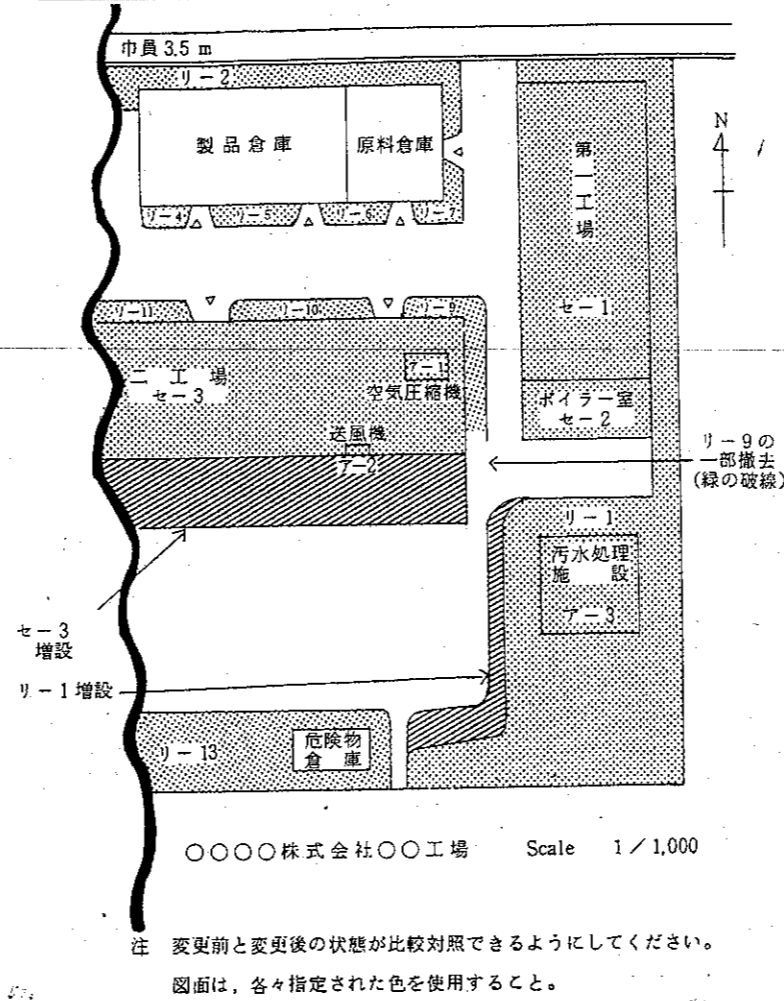


※図面の縮尺は原則として

| | | |
|------|--------------------|---------------------------------------|
| 敷地面積 | 100ha未満工場等 | $\frac{1}{500}$ または $\frac{1}{1,000}$ |
| " | 100ha以上500ha未満の工場等 | $\frac{1}{1,000}$ " $\frac{1}{2,000}$ |
| " | 500ha以上工場等 | $\frac{1}{2,000}$ " $\frac{1}{3,000}$ |

別添図1

変更届出の場合



| 区分 | 既設 | 増設 | 撤去 | 例 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 生産施設 | [Pattern] | [Pattern] | [Pattern] | 例 |
| 緑地 | [Pattern] | [Pattern] | [Pattern] | 例 |
| 緑地以外の環境施設 | [Pattern] | [Pattern] | [Pattern] | 例 |
| 特別配置施設 | [Pattern] | [Pattern] | [Pattern] | 例 |

別添図1

特定工場の新設等のための工事の日程

| 工事の種類 | 工 事 の 日 程 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--|
| | 年 月 | 4年 2月 | 年 3月 | 年 4月 | 年 5月 | 年 6月 | 年 7月 | 年 8月 | 年 9月 | 年 月 | 年 月 | |
| 造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記等を記載 | | | | | | | | | | | | |
| 生産施設の設置工事 | | | | | | | | | | | | |
| 施設の名称 | 施設番号 | | | | | | | | | | | |
| 第一工場 | セ-1 | 2/10 | | 4/30 | | | | | | | | |
| ボイラー室 | セ-2 | | | 4/1 | | | | | | | | |
| 第二工場 | セ-3 | 2/20 | 3/31 | | | | | | | | | |
| 環境施設・緑地の設置工事 | | | | | | | | | | | | |
| 施設の名称 | 施設番号 | | | | | | | | | | | |
| 敷地東側周辺 | リ-1 | | | | | | | | | | | |
| 敷地北側周辺 | リ-2 | | 3/1 | 4/30 | | | | | | | | |
| 駐車場南側 | リ-3 | | | | | | | | | | | |
| テニスコート | カ-1 | | 3/1 | 4/15 | | | | | | | | |
| その他の主要施設の設置工事及び 特別配置施設 | | | | | | | | | | | | |
| 事務所 | | 2/10 | 3/15 | | | | | | | | | |
| 製品倉庫 | | 2/10 | 3/31 | | | | | | | | | |
| 原料倉庫 | | 2/10 | 3/15 | | | | | | | | | |
| 空気圧縮機(ア-1) | | | | | | | | | | | | |
| 送風機(ア-2) | | | 3/10 | 4/20 | | | | | | | | |
| 污水处理装置(ア-3) | | | | | | | | | | | | |

届出書に記載した施設について記載例に従って記入する。なお変更届出の場合は変更に係る施設について記入する。

緑地等の設置工事は、原則として生産施設の工事終了時までには終わるようにする。

当該工事開始が、生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の設置工事よりも早い場合にのみ記入する。

特別配置施設を設置する場合は、その工事の期間を記入する。

- 備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
- なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、環境施設、緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記して下さい。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

(注) ←は工事の期間を示し、・は当該施設の運転開始日を示す。

整理番号

事業概要説明書

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-------|----------|-----|-------|------|----------|--------------|------|--|--|--|--|--|
| 1 | 生産開始の日 | | | | | | | 3年5月1日 | | | | | | |
| 2 | 主要製品別生産能力及び生産数量 | | | | | | | | | | | | | |
| | 製品名 | | 生産能力 | | | | 生産数量 | | | | | | | |
| | ハム | | 1,000t/日 | | | | 900t/日 | | | | | | | |
| | ソーセージ | | 1,300t/日 | | | | 1,200t/日 | | | | | | | |
| 3 | 水源別工業用水使用量 計 (単位:トン/日) | | | | | | | | | | | | | |
| | 上水道 | 工業用水道 | 河川表流水 | 井戸水 | その他 | 回収水 | 海水 | | | | | | | |
| | 500 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 電力の使用量 計 30,000kwh (単位:KWH/日) | | | | | | | | | | | | | |
| | 買電による電力使用料 | | | | | | | 自家発電による電力使用量 | | | | | | |
| | 30,000 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 輸送手段別輸送量 計 (単位:トン/月) | | | | | | | | | | | | | |
| | 輸送品目 | 輸送手段 | 自動車 | 鉄道 | 船舶 | その他 | 計 | | | | | | | |
| | 燃料, 原材料及び外注部品 | | 60,000 | | | | 60,000 | | | | | | | |
| | | | 53,000 | | | | 53,000 | | | | | | | |
| 6 | 従業員数 計 (単位:人) | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員 | 男 15 | 女 10 | 工員 | 男 200 | 女 50 | 計 | 男 215 | 女 60 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

届出に係る生産施設等の稼働開始の日(予定)を記入する。

各製品毎に各々の業種に応じて通常用いる単位で記載する。
(例)トン/日, m³/月, 台/月等)

※ 変更の届出の場合は変更後の状態及び数値を記入する。

備考 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例トン/日, m³/月等)

輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当り平均輸送量を記載して下さい。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

| | | | |
|---------------------------|-----------|----|---|
| 工業団地の名称 | 〇〇工業団地 | | |
| 工業団地の所在地 | 茨城県〇〇部〇〇町 | | |
| 工業団地の面積 | ㎡ | | |
| 工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計 | ㎡ | | |
| 工業団地共通施設の面積の合計 | | | |
| 内 | うち | 面積 | ㎡ |
| | 緑地 | 面積 | ㎡ |
| | 緑地以外の環境施設 | 面積 | ㎡ |
| | その他の共通施設 | 面積 | ㎡ |
| | その他の施設 | 面積 | ㎡ |
| | | 種類 | |
| | | 種類 | |
| | | 種類 | |
| 工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明 | | | |

備考 1. その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。
 2. 当該特定工場が工業団地に所存する場合、準則第6条の「工業団地の特例」の適用の如何にかかわらず記載すること。

準 則 計 算 表

中分類業種名 食料品製造業

細分類番号 1811

r : 40% a :

(1) 生産施設

$$\left(P \leq r \left(S - \frac{P_0}{r} \right) - P_i \right) \left(\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r} \leq S - \frac{P_0}{r} \right)$$

(単一業種) (2以上の業種)

$$P < 0.4 S$$

$$P < 0.4 \times 100,000$$

$$P = 16,000 < 40,000$$

∴準則に満足する。

(2) 緑 地

$$\left(G \geq \frac{P}{r} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \right) \left(G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \right)$$

(単一業種) (2以上の業種)

$$G > 0.2 S$$

$$G > 0.2 \times 100,000$$

$$G = 21,000 > 20,000$$

∴準則に満足する。

(3) 環 境 施 設

$$\left(E \geq \frac{P}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \right) \left(E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \right)$$

(単一業種) (2以上の業種)

$$E > 0.25 S$$

$$E > 0.25 \times 100,000$$

$$E = 26,000 > 25,000$$

∴準則に満足する。

備考 1. 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載のこと。
 2. 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない、各業種毎の生産施設の面積をr、aの値別に整理したものを記載すること。
 3. 次ページ例にならない準則計算推移表を添付すること。
 4. 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

準 則 計 算 表

(1) 生産施設

$$(P \leq r (S - \frac{Po}{r\alpha}) - P_1) (\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{r_i \alpha_i})$$

(単一業種) (2以上の業種)

中分類業種名 窯業土石
細分類番号 3015

r : 30% α : 1.3

今回増築面積 2,000 m²……①

$$P \leq 0.3 (70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3}) - 0$$

$$P \leq 7,153^{8462}$$

$$P = 2,000 < 7,153$$

∴ 準則に満足する。

$$\begin{cases} r = 0.3 \\ S = 70,000 \text{ m}^2 \\ \alpha = 1.3 \\ P_{o1} = 18,000 \text{ m}^2 \\ P_1 = 0 \end{cases}$$

(2) 緑地

$$(G \geq \frac{P}{r} (0.2 - \frac{Go}{S})) (\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} (0.2 - \frac{Go}{S}))$$

(単一業種) (2以上の業種)

今回増設緑地 1,500 m²……②

$$G \geq \frac{2,000}{0.3} (0.2 - \frac{5,000}{70,000})$$

$$G = 1,500 > 856$$

∴ 準則に満足する。

$$\begin{cases} r = 0.3 \\ S = 70,000 \text{ m}^2 \\ P = 2,000 \\ G_o = 5,000 \text{ m}^2 \\ G \text{ は } 644 = 1,500 - 856 \\ \text{次回使用 } G_o \text{ は } 5,644 = 5,000 + 644 \end{cases}$$

(3) 環境施設

$$(E \geq \frac{P}{r} (0.25 - \frac{Eo}{S})) (\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} (0.25 - \frac{Eo}{S}))$$

今回設置環境施設 2,500 m²……③

$$E \geq \frac{2,000}{0.3} (0.25 - \frac{5,000}{70,000})$$

$$E = 2,500 > 1,190$$

∴ 準則に満足する。

$$\begin{cases} r = 0.3 \\ S = 70,000 \\ P = 2,000 \\ E_{o1} = 5,000 \\ E \text{ は } 1,310 = 2,500 - 1,190 \\ \text{次回使用 } E_o \text{ は } 6,310 = 5,000 + 1,310 \end{cases}$$

- 備考 1. 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載のこと。
2. 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない、各業種毎の生産施設の面積をr、aの値別に整理したものを記載すること。
3. 次ページ例にならい準則計算推移表を添付すること。
4. 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

| | | | |
|-----------------|-----------------------------------|---|--|
| 会社工場名 | 〇〇〇硝子 株式会社 (工場) | | |
| | 〒□□□ - □□□□ | | |
| | TEL | - | (団地名)) 団地特例有無 |
| 担当者 | 代表業種名 | | |
| 細分類番号 | 3015 | | |
| P _{o1} | 18,000 | | |
| r _i | 30 | | |
| α _i | 1.3 | | |
| 昭和49年6月28日現在の状況 | 増設可能敷地面積 7,153 ⁸⁴⁶² | (計算式) 0.3(70,000 - $\frac{18,000}{0.3 \times 1.3}$) = 7,153 ⁸⁴⁶² | G _o 5,000 ① E _o 5,000 ② |

| 整理番号 | 業種 | 生産施設面積 | | 当該G設置 | G ₁ | 当該E設置 | E _o | 備考 |
|------|------|---------|--------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|----|
| | | 当該変更面積 | 変更後面積 | (G _o) | (次回G _o) | (E _o) | (次回E _o) | |
| 60 | 3015 | 2,000 ① | 20,000 | →1,500 | 6,500 | →2,500 | 7,500 | |
| 70 | | | | →(644) | (5,644) | →(1,310) | (6,310) | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

備考 G_o……昭和49年6月26日現在の緑地面積
E_o…… " 環境施設面積(緑地面積含む)
当該G(E)設置……当該変更に伴い設置される緑地(環境施設)の面積
(G_o)(E_o)……当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積

準 則 計 算 表

(例1)に続き変更を行う場合、

(1) 生産施設

$$P \leq r \left(S - \frac{P_0}{r\alpha} \right) - P_1 \left\{ \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r} \leq S - \frac{P_0}{r\alpha} \right\}$$

(単一業種) (2以上の業種)

$$P \leq 0.3 \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - (2,000 - 500)$$

$$P \leq 4,653^{8478}$$

$$P = 2,000 < 4,653$$

∴ 準則に満足する。

※ P = 2,000 で計算すること。

中分類業種名 窯業土石

細分類番号 2515

r : 30% α : 1.3

・生産施設

今回増設面積 2,000 m², 撤去面積 500 m²

$$r = 0.3$$

$$s = 70,000$$

$$\alpha = 1.3$$

$$P_0 = 18,000$$

$$P_1 = 1,500 \dots (2,000 - 500)$$

(2) 緑 地

$$G \geq \frac{F}{r} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \left\{ G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \right\}$$

(単一業種) (2以上の業種)

$$G \geq \frac{2,000}{0.3} \left(0.2 - \frac{4,844}{70,000} \right)$$

$$G \geq 872$$

$$G = 2,000 > 872$$

∴ 準則に満足する。

※ G = 2,000 で計算すること。Eも同じ。

・緑 地

今回増設面積 2,000 m², 撤去面積 800 m²

$$r = 0.3$$

$$s = 70,000 \text{ m}^2$$

$$P = 2,000 \text{ m}^2$$

$$G_0 = 4,844 \dots (5,644 - 800)$$

$$G_0 \text{は, } 1,128 = 2,000 - 872$$

$$\text{次回使用 } G_0 \text{は } 5,972 = 1,128 + (5,644 - 800)$$

(3) 環 境 施 設

$$E \geq \frac{P}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \left\{ E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \right\}$$

(単一業種) (2以上の業種)

$$E \geq \frac{2,000}{0.3} \left(0.25 - \frac{5,510}{70,000} \right)$$

$$E \geq 1,141^{9333}$$

$$E = 2,000 > 1,141$$

∴ 準則に満足する。

・環境施設は緑地と同じ

$$r = 0.3$$

$$s = 70,000$$

$$P = 2,000$$

$$E_0 = 5,510 \dots (6,310 - 800)$$

$$E_0 \text{は, } 859 = 2,000 - 1,141$$

$$\text{次回使用 } E_0 \text{は } 6,369 = 859 + (6,310 - 800)$$

- 備考 1. 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号名を記載のこと。(4ケタ)
 2. 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない、各業種毎の生産施設の面積を r、α の値別に整理したものを記載すること。
 3. 次のページ例にならい準則計算推移表を添付すること。
 4. 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

| | | | |
|----------------|-----------------------|---|----------------------|
| 会社工場名 | 〇〇硝子 株式会社 (工場) | | |
| | 〒□□□-□□ | | |
| | TEL | - | (団地名) 団地特例 有無 |
| 担当者 | 代表業種名 | | |
| 細分類番号 | 3,015 | | |
| P ₀ | 18,000 | | |
| r _i | 30 | | |
| α _i | 1.3 | | |
| 昭和49年6月 | 増設可能敷地面積 | (計算式) | G ₀ 5,000 |
| 28日現在 | 7,153 ⁸⁴⁷⁸ | 0.3 (70,000 - 18,000 / (0.3 × 1.3)) = 7,153 ⁸⁴⁷⁸ | E ₀ 5,000 |
| の状況 | | | |

| 整理番号 | 業種 | 生産施設面積 | 当該G設置 | G _i | 当該E設置 | E _i | 備考 |
|----------|------|---------------------|--------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 受理年月日 | 業種 | 当該変更面積 | 変更後面積 | (G ₀) | (次回G ₀) | (E ₀) | (次回E ₀) |
| 60次通第〇号 | 2515 | | | | | | |
| 60. 3.13 | 2515 | 2,000 | 20,000 | 1,500 | 6,500 | 2,500 | 7,500 |
| | | | | (644) | (5,644) | (1,310) | 6,310 |
| 60次通第〇号 | | | | | | | |
| 60. 5.26 | 2515 | 1,500 +2,000-500 | 21,500 | 1,200 (2,000-800) | 7,700 | 1,200 (2,000-800) | 8,700 |
| | | | | (1,128) | (5,972) | (859) | 6,369 |
| | | | | (5,644-800+1,128) | (859) | (6,310-800+859) | |

備考 G₀……昭和49年6月26日現在の緑地面積

E₀…… 環境施設面積(緑地面積含む)

当該G_iE設置……当該変更に伴い設置される緑地(環境施設)の面積

(G₀)(E₀)……当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積

特定工場承継届出書

年 月 日

殿

届出者 印

(担当者)

電話 () () 番

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届けます。

| | | | |
|------------|--------|--------|--|
| 被承継者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 特定工場の設置の場所 | 承継の年月日 | | |
| | 承継の原因 | | |
| ※受理番号 | | ※受理年月日 | |
| ※備考 | | | |

- 備考 1. ※印の欄には、記載しないこと。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格B4とする。